

第3章 検察庁

青森地方検察庁

伊藤 幸司

はじめに

(1) 検察庁とは

検察庁は、検察官の行う事務を統括するところです。最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁があるほか、必要に応じて高等検察庁及び地方検察庁に支部が置かれています。検察官は、①警察などから送致を受けた事件、検察官に直接告訴告発のあった事件、検察官が認知した事件について捜査を行い、これを裁判所に起訴するかどうかを決定する、②起訴した事件について裁判で立証（被告の罪を証拠立てしながら明らかにする）する、③裁判の執行を指揮監督する、④その他公益の代表者として法令に定められた事務を行う、という仕事をしています。

(2) 青森県内における検察庁

中心となるのは、青森市に置かれている青森地方検察庁（以下地検、仙台高等検察庁管轄）です。その支部が弘前・十和田・八戸・五所川原に、さらに下級の区検察庁が青森・むつ・野辺地・弘前・十和田・八戸・五所川原・鱒ヶ沢に置かれています。なお、県内に正検事は青森に5人、八戸に2人、弘前に2人おられます（調査時）。

本稿における報告対象は、2006年9月に実施された調査で訪れた青森地検十和田支部および青森地検本庁です。

1. 青森地方検察庁十和田支部・十和田区検察庁

(1) 位置情報

・住所：十和田市西二番町14-12
十和田奥入瀬合同庁舎5階

・電話番号：0176-23-2362

・アクセス：

十和田観光電鉄「十和田市駅」から十和田観光電鉄バスに乗り、「十和田市中央」バス停から徒歩7分

・その他：

十和田市の官庁通りとも呼べる大きな道路に面しており、場所が分かりにくいということはない。最寄りの駅からはやや離れた位置にある。



(2) 内部

私たちが主として見ることができたのは支部長室・待合室でした。私たちが行った時、事務室には見た限り2人の職員の方がいました。

①支部長室

この部屋は事務室の隣にあり、検察官がいる時（後述）には検察官が使用します。普段は取調室として使用されており、内部には窓側に立派な机・扉側に作業机が向かい合わせに接せられて置かれています（右図）。取り調べの際には当然立派な机を検察側が使用します。あまりに2つの机の差が大きいので、取調べを受ける側はさぞいたたれない気持ちになるに違いありません。ここはもともと取調室ではないので、取調べを受ける側の机は後付けになったためにこの差が生じたものと思われます。また、この部屋には、緊急事態が発生したことを知らせるボタンが取り付けられていました。



②待合室

入り口をはいってすぐ左側、受付のほぼ正面にあります。交通違反等で罰金を払う為に来訪した人などを待たせる部屋です。壁には「取り調べに對しうそをつかない」等の注意書きがありました。部屋の中には特に人を拘束するような仕掛けは見当たりませんでした。

(3) 職員等の構成

十和田支部には、職員（検察事務官）が調査時において計4名いるのだそうです。通常はさらに検察官と職員が加わり計6名となります。検察官は常駐しておらず、時折八戸支部から出向してくるとのことでした。

(4) その他

- ・この支部で扱う事件の9割以上は罰金刑となる交通違反・事故。
- ・殺人事件は八戸支部に送られる。
- ・あまり忙しいというわけではない。
- ・検察事務官の職務の一つに「検事の仕事の一部を処理すること」があり、後に（特別試験を受けて）副検事になることもできる。

2. 青森地方検察庁・青森区検察庁

(1) 位置情報

- ・住所：青森市長島1丁目3番25号
- ・電話番号：017-722-5211
- ・アクセス：JR「青森駅」から徒歩15分
同駅から青森市営バス県庁前停留所下車 徒歩約3分



(2) 内部

ビルの 5 階部分だけだった十和田支部とは異なり、ここは全体が地検・区検となっています。中に入るとすぐ「受付に必ず要件等を申告しなければならない」旨の注意書きがありました（十和田支部にはなし）。さらに防犯カメラも天井に備え付けられており、裁判所や弁護士事務所と比べると物々しさを感じざるを得ません。ここでは 8 階にある取調室を見せていただきました。

取調室というと、どうしても TV などの影響で暗い部屋というイメージをもつてしまいますが、ここはとても明るくて広く、清潔感も感じられました。説明によると、前述のようにイメージされる取調室は警察のほうにあるとのこと。被疑者・被告人の自白事件の場合は、一件につき 2 回程、一回につき 2～3 時間検察の方で取調べを行います。最近では調書も手書きではなく PC で打つようです。実際、取調室の机の上には PC やプリンタが置かれていました。ここでは十和田支部のような被疑者と検察の机の差は見られませんでした。

(3) 職員等の構成

職員数 120 名（平成 15 年）。検察官は常駐。

(4) その他

取調室を見学したあとは大会議室で質疑応答となり、その中で検察官のお話をさらに聞くことができました。内容は以下のとおりです。

・（検察官の人数）

現在青森県には検察官が多いとは言えない。検察官の常駐がない支部もあるが、常駐のあるところで非常駐区域担当者を決めておいたり、常駐が多い地区に起訴したりして対応している。

・（裁判員制度が始まる事について）

例えば裁判員に事件を判りやすく説明するための資料作りをする必要が出てくるが、検察はその専門の事務官を育成中であり、また、それに限らず分かりやすい裁判を行うためにいろいろと試行錯誤中である。量刑判断を裁判員がするに当たっては、検察の保有する大量の過去における量刑データを審議の際利用してもらうことになるかもしれない。また、青森地検にはないが、裁判員制度に対応するための部署が大都市部や上級の庁には設けられている。その他予想されるものについてはすべてに対応できるように検討を重ねている。

－なお現在検察庁では裁判員制度の広報をしており、本地検においても裁判員制度の意義・内容について説明・講義などの活動をしています。

・（取り調べ過程を録画録音すること（可視化）について）

検察としては可視化になると取調べが非常にやりにくい。取調べにおいて大事なのは被疑者と検察の信頼関係であるが、可視化はそれを否定し、録画録音されていると被疑者は萎縮して供述を避ける恐れがある

一 検察は信頼を大事にするらしく、被疑・被告だけでなく、被害者とも取り調べに協力してもらおう為、信頼関係を築こうと自宅まで訪れたりすることもあるといいます。一方で裁判では（取調べの際生じた）感情より公平さを重視するとも述べられました。

・（何か市民に PR したいことは）

PR というより、国民のためにいい仕事をする、仕事ぶりを見てやっているな、と評価されるように仕事をしたい、言葉より仕事。

（５）刑事裁判傍聴プログラムについて

青森地検本庁の調査は、検察庁が常時実施している刑事裁判傍聴プログラムを利用して行われました。このプログラムは、まず検察庁職員から一般的な刑事裁判手続についての説明を受けた後、実際の法廷で裁判を傍聴し、傍聴後に事件の事後説明や裁判上の手続きについての質疑応答、という流れで進行し、普段なじみのない裁判をより身近に感じてもらうことを目的としています。また、希望すればあわせて検察庁の業務説明や庁舎見学が行われます。対象者は基本的に中学生以上で、無料となっています。裁判傍聴の前には傍聴する事件の概要を説明してもらえるので、比較的簡単に裁判進行を理解することができます。

おわりに 一感想等

・裁判員制度説明や傍聴プログラム等、検察庁も広報活動をしています。青森地検ビルの構造を見るに、「開かれた司法」とは、検察にはあまり関係のない言葉のように思われました。もともと検察庁には、刑事事件の被害者にならない限りほとんど悪い意味においてしかお世話にならないので、当然かもしれません。

・刑事裁判傍聴プログラム後の説明の中に、調査全体を通じて一番関心を持った箇所があります。それは「検事とは時に憎まれ役をかわなければならない時がある。いい子になりすぎてはいけない」というものです。「扱う事件によっては被告に同情する場面も確かにある。だが、だからといって甘い尋問や求刑はしない。その結果として良い点もある」との事でした。障害を持つ息子を殺してしまった親の事件を例にすると、その場合、被告に同情して甘い対し方をしてしまうと、被告は自分を責めて自殺してしまうことがあるらしいのです。そこであえて厳しい態度で接すると、被告は自己を正当化させる反応を示して検察を憎むようになり、自殺というような行動は起こさないのだそうです。

私たちは、前述のように、その説明を受ける前に裁判を傍聴しており、被告の母親が証言する場面に立ち会いました。その後の証人尋問で、検察官は母親に対して非常にきつい質問を繰り返していました。正直なところ、その母親の証言（被害者の元へ謝罪しに行ったという内容）を聞いて、自分は母親にいくらか同情していたので、検察の態度は冷たいなと思っていました。傍聴後に行われた説明では、被告に母親の（不適切な言い方だとは思いますが）惨めな姿を見せることで被告の贖罪の気持ちを強くさせるためだったとのこと、もしかすると母親が自虐に陥ることを避けるための配慮もあったのかもしれない。

・青森地検とは直接の関係はないのですが、本稿執筆中、ある冤罪事件が発覚しました。背景も非常にお粗末なもので、現場に残された足跡などの証拠が、冤罪となった被疑者のものではないのに立件され、本人の自白もあり、有罪となりました。検察は自白をひきだすために圧力を加えていないと発表していますが、この件は正直なところ鵜呑みにできないものがあります。検察は取り調べの可視化に反対の姿勢をとっていますが、それは検察の調査が適正に、誠実に行われていることが前提であって、この件のような杜撰な調査を恒常的に行っているのであれば、可視化はやむを得ないでしょう。人は自分の信じたいものしか見なくなる危険性があるもので、最初から犯人と決めつけて調査すれば、それを否定する証拠は見えなくなるのではないのでしょうか（この一件をもって検察すべてがそうであると考えつつもは全くありません）。この事件を通じて「9 人の真犯人を逃しても、1 人の無辜（むこ、無実の者）を罰しない」という格言の重さを、再認識した次第です。

（図の出典：検察庁 HP）